

清涼飲料水の成分・製造規格基準改正について



平成 26 年 12 月 22 日付けの官報にて、食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)の一部改正が発表されました。

変更内容の概要としては、これまでは、食品製造用水の基準項目である 26 項目の検査は、食品、添加物等の規格基準中の「清涼飲料水の製造基準」内で規定されていましたが、「食品一般の製造、加工及び調理基準」内で規定するように改正されました。

また、清涼飲料水の成分規格においては、ミネラルウォーター類(殺菌・除菌無)が化学物質等 14 項目に、ミネラルウォーター類(殺菌・除菌有)が化学物質等 39 項目に、ミネラルウォーター類以外が 2 項目とされ、製造規格では微生物項目を中心に整理されました。

なお、平成 27 年 12 月 31 日までに製造又は輸入される清涼飲料水及び粉末清涼飲料については、改正前の例によることが出来るとされています。

加えて、本則中の「飲用適の水」は「食品製造用水」に、「飲用適の流水」は「流水(食品製造用水に限る。)」に、「飲用適の冷水」は「冷水(食品製造用水に限る。)」に改められました。

当社は、水道法第 20 条に基づく水質検査機関として、厚生労働大臣登録を受けています。ミネラルウォーターや水道水の水質検査については、当社へご相談下さい。

資料 平成 26 年 12 月 22 日付 官報

生活環境箇所 貝森繁基

水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

